

臨時郵便取締令第一回審査委員會

昭和十六年九月二十二日(月曜日)本院事務
所^ニ於^テ開會

出席者

原 議長

審査委員長

鈴木 副議長

審査委員

石塚 顧問官

南 顧問官

菅原 顧問官

林 顧問官

二上 顧問官

大島 顧問官

國務大臣

田邊 内務大臣

東條 陸軍大臣

村田通鐵道大臣

岩村 司法大臣

説明員

村瀨 法制局長官

佐藤 法制局參事官

今枝 法制局參事官

松崎 對滿事務局事務官

佐藤 外務書記官

村上 陸軍中佐

池田 司法省刑事局長

山田 遞信次官

藤井 遞信省郵務局長

小笠原遞信書記官

中尾遞信書記官

竹内拓務省殖産局長

高崎陸軍中佐

大野陸軍少佐

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午後一時四十分開會)

鈴木委員長開會ヲ宣ス

村田遞信大臣ヨリ本案立案ノ理由及其ノ内容ノ大綱ニ付説明アリ

石塚委員ヨリ本案ノ措置ヲ國防保安法制定ノ際ニ考慮セズ今ニ及ニテ緊急勅令ヲ以テ定メントスル事由如何ニ付訊ス所アリ村田遞信大臣東條陸軍大臣及村瀨法制局長官ヨリ本案ノ内容ハ信書ノ秘密ヲ侵犯スルコトニ存スルヲ以テ其ノ内外諸般ニ及ボスベキ影響ヲ顧慮シ之ガ措置ヲ差控ヘタルガ其ノ後事態ノ變化ニ依リ緊急速

ニ其ノ必要ヲ生ジタルニ由レヒ日夫々答辯アリ
南委員ヨリ種々質問アリ即チ

一 帝國憲法第八條第一項ニ所謂「公共」トハ明治八
年大政官達行政規則第一條ニ鑑ミルモ之ヲ社會
的意義ニ解シ國民全部又ハ一部分定數ヲ意味
スベキモノナルニ本案制定ノ趣旨ハ直接ニ國防上
ノ利益ヲ保持スルニ在リテ右第八條ノ要件ニ該當
セズトシ憲法第三十一條ヲ以テスルコトノ是非ニ付政
府ノ所見ヲ求メタルニ對シ東條陸軍大臣ヨリ本案
ノ目的ハ憲法第三十一條ノ規定ニ依リテモ亦達シ

得ベキモ本條ハ非常大權ノ發動ニシテ之ガ適用ハ
特ニ慎重ヲ要シ他面本案ハ憲法第八條ニ所謂「公
共」ノ意義ヲ廣ク解スルコトニ依リ其ノ要件ヲ充
シ得ルヲ以テ本條ニ依ルコトシタル旨

二 取締ノ對象ヲ郵便物ニ限定セズ通信一般ニ及
ボスノ要ナキカトノ質問ニ對シテハ東條陸軍大臣
及藤井遞信省郵務局長ヨリ電信電話ニ付テハ
電信法第五條及無線電信法第八條ノ解釋ニ依
リ本案ノ目的ヲ達シ得ルヲ以テ之ヲ當面ノ必要
ヲ生ジタル郵便物ニ限定シタル旨

(三) 本案ノ取締ヲ國防上ノ利益保護ノ必要ニ限リ
 四政上又ハ^外交上ノ必要ニ及ボサザリシ理由ヲ問ヒ東條
 陸軍大臣ヨリ本令ニ所謂「國防」トハ政治經濟外交
 上ノ意義ヲ含メタル廣義國防ヲ意味スル旨
 (四) 資産凍結ノ結果外國トノ交通杜絶ノ狀態ニ於
 テ外國通信ヲ主眼トスル本令ノ實際的效果如何
 トノ質問ニ對シテハ藤井遞信省郵務局長ヨリ臨
 時船便ノ利用及支那「フキリツピン」ノ經由ニ依ル通信ノ
 方法ヲ存スル外防牒上特ニ警戒ヲ要スル對ソ通信
 ハ杜絶シアラザルヲ以テ本令ノ效果尙少カラザル旨

(五) 在日本ノ外國公館ニ發著スル^外郵便物ニ對スル關係如
 何トノ質問ニ對シテハ藤井遞信省郵務局長ヨリ國
 際慣例ヲ參酌シ本令ノ運用上之ヲ除外スルコトトシ
 外交官ニ發著スルコトヲ明瞭ナラシムル爲所定ノ表
 示ヲ爲サシメントスル旨
 (六) 郵便物差出ノ禁止ニ對スル違反ニ付訊シタルニ對
 シテハ禁止郵便物ハ之ガ引受ヲ爲サザルモ若シ差
 出ヲ受ケテ後判明シタルトキハ他ノ法令ニ抵觸スル
 限リ其ノ法令ニ從ヒ然ラザル場合ハ本案第五條ノ規
 定ニ依リ所罰セラルベキ旨夫々答辯アリ

秘密

菅原委員ヨリ本案ノ勅令ハ帝國憲法第八條ノ規定ニ依ルベキカ又ハ同第三十一條ノ規定ニ依ルベキカ疑義アリトシ政府ニ於テ研究ノ上答辯アリタキ旨ヲ述ブ
林委員ヨリ一〇本令ト郵便法トノ關係如何ニ本令ノ施行地域如何ニ官衙ト官廳、官署ト、差異如何ト、質問アリ村瀨法制局長官ヨリ一〇ニ付テハ本令ハ郵便法ノ特別法ナル旨ニ付テハ一般ニ勅令ハ法律ト異ナリ當然ニ外地ニ適用セララルモノト解セラレ緊急勅令モ亦勅令ニ外ナラザルニ由リ當然外地ニ施行セララルベリ從テ本案第七條ノ規定ヲ存スル旨ニ付テハ官衙ハ所謂役所ノ意

ニシテ官廳ヨリ廣ク官署ト略々範圍ヲ等シクシ唯ガ軍令ニ基キ設置セラレタルモノヲ含マシムル意味ニ於テ特ニ此ノ用語ヲ用ヒタル旨答辯アリ
二上委員ハ南、菅原兩委員ノ憲法第三十一條發動說ニ對シ消極的見解ヲ述ベ政府ニ於テ此ノ點慎重ニ考究スベキコトヲ求メ石塚委員之ト同意見ナル旨ヲ述ブ
委員長本日ハ之マデトシ閉會ヲ宣ス

(午後四時十分閉會)

樞密院

臨時郵便取締令第二回審査委員會

昭和十六年九月二十四日(水曜日)本院事務所
於開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木 副議長

審査委員

石塚 顧問官

相
密
院

南 顧問官

菅原 顧問官

林 顧問官

二上 顧問官

大島 顧問官

國務大臣

田邊 內務大臣

東條 陸軍大臣

村田 鐵道 大臣

岩村 司法大臣

説明員

村瀨 法制局長官

佐藤 法制局參事官

今枝 法制局參事官

松崎 對滿事務局事務官

佐藤 外務書記官

村上 陸軍中佐

池田 司法省刑事局長

山田 遞信次官

藤井 遞信省郵務局長

小笠原遞信書記官

中尾遞信書記官

竹内拓務省殖産局長

高崎陸軍中佐

大野陸軍少佐

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午後一時四十分開會)

鈴木委員長開會ヲ宣ス

村田遞信大臣ヨリ前回ニ於ケル南菅原兩委員ノ質問

ニ對シ憲法第八條ノ緊急勅令ハ公共ノ安全ヲ保持シ又

ハ其ノ災厄ヲ避クル場合ニ限リ發セラルルモノニシテ單

ニ臣民ノ利益ヲ増進シ又ハ其ノ安全ヲ保持スルガ爲

ニスルガ如キハ不可ナルモ國家自ラ又ハ社會生活ノ安

全保持ノ爲ニスル場合ハ孰レモ之ヲ含ミ本案ノ如キ

ハ當然憲法第八條ノ規定ニ依リ差支ナキモノト解

スルモ、村瀨法制局長官ヨリ憲法第八條ニ所謂「公

共「社會生活ノミナラズ國家自身ニ解セル實例トシテ數個ノ先例ヲ掲ケ特ニ本案趣旨ニ近似タルモノトシテ國防ノ安全ノ爲兵員増加ヲ目的トシテ發セラレタ
ル明治三十七年徵兵令中改正ノ件緊急勅令ノ指摘アリ

右説明ニ對シ南、菅原兩委員ヨリ諒承ノ旨ヲ述ベ東條陸軍大臣ヨリ補足的辯明アリ

二上委員ヨリ種々質問アリ即ケ

(一) 本案勅令ニ依ル郵便物ノ取締ハ萬國郵便條約トノ關係如何トノ質問ニ對シテハ藤井遞信省

郵務局長ヨリ萬國郵便條約第六條ノ規定ヲ存シ尚一八七七年仲裁裁判ノ判例ニ依レバ「書類不可侵原則ハ公序維持ノ必要アル程度之ヲ輕クルコトヲ得ルモノトセラレタル旨

(二) 本案勅令第一條ノ委任規定ハ緊急勅令ノ性質上相當限定セラルベキニ非ズヤトノ質問ニ對シテハ村瀨法制局長官ヨリ右ノ規定ハ其ノ目的ニ於テ國防上ノ必要ニ限定セラレ根幹茲ニ定マレルヲ以テ取締ノ方法ハ省令ニ委任シ差支ナカルベキ旨

(三) 官衙ヨリ發スル郵便物ハ檢閲ヲ免ルルモ差出
ノ禁止制限ノ除外例トシテ定メラレザル理由ヲ問
ヒタルニ對シ藤井遞信省郵務局長ヨリ檢閲ニ
付テハ信書ノ秘密ニ關スルヲ以テ特ニ適用範圍
ヲ明定シタルモ差出禁止制限ニ付テハ相當彈力
性ヲ持タシメンガ爲大綱ヲ定ムルニ止メ實際上
ハ省令第二項ニ依リ之ヲ除外スバキ旨

(四) 封緘以外ノ郵便物ニ對スル檢閲方法如何トノ
質問ニ對シテハ藤井遞信省郵務局長ヨリ葉書
其ノ他開封ノ書狀ニ付テハ問題ナク小包郵便物

ニ付テハ郵便法第十六條及第十六條ノニニ依リ開
ホセシムルコトヲ得ル旨

(五) 緊急勅令ノ外地ニ於ケル效力如何トノ質問ニ
對シテハ村瀨法制局長官ヨリ法律ハ樺太、朝鮮、
臺灣ニ於ケル施行ニ付テハ夫々抱括的委任ノ規
程アルニ由リ法律ノ規定上特ニ外地ニ施行セラルベキ
旨明定セラルルカ又ハ外地ニ施行セラルコトヲ當然
ノ前提ト爲スモノナラザル限リ當然ニハ外地ニ施行
セラルルコトナキモ勅令ハ之ニ反シ別段ノ意思表
示ナキ限リ當然外地ニ施行セラルベク而シテ緊急

急勅令モ亦勅令ニ外ナラザルガ故ニ當然外地ニ
施行セラルルモノト解セラレ現ニ緊急勅令ニ對シ
特ニ之ヲ外地ニ施行スル旨明定シタルコトナキ旨尚
關東州ト南洋群島ニ對シテハ立法事項ハ凡テ勅
令ヲ以テ規定シ得ルヲ以テ此ノ二者ニ關スル限リ
緊急勅令ヲ適用セシムルノ要ナキモ先例トシテ
大正六年戰時船舶管理令(緊急勅令)ニ於テ便
宜之ヲ其ノ儘關東州ニ施行スルヲ前提トシ本案
第七條類似ノ規定ヲ設ケタルコトアル旨答辯アリ
大島委員ヨリ外國ニ於ケル郵便物取締ノ現況ヲ問ヒ

タルニ對シ藤井遞信省郵務局長ヨリ交戰國ハ擧ゲ
テ取締ヲ爲シアルガ如キ旨答辯アリ

林委員ヨリ本案ノ罰則ニ自由刑ヲ加フベシトシ當
局ノ所見ヲ求メタルニ對シ池田司法省刑事局長ヨ
リ實質的ニ悪性ナル者ハ國防保安法、軍機保護法
等秘密保護法規ノ適用ニ依リ罰セラルベク本案ノ
違反ニ關スル限リ郵便法ノ罰則規定ヲ參酌シ
自由刑ハ科セザルコトトシタル旨答辯アリ
委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及説明
員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ意見ノ開陳アリ
結句本案ハ此ノ儘可決スルキ旨日全會一致ヲ以テ議決
シ審査報告ノ作成ハ委員長一任ニ決ス
仍テ鈴木委員長開會ヲ宣ス

(午後四時閉會)

大學學部等、在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮
ニ關スル件外一件第一回審査委員會

昭和十六年十月六日(月曜日)本院事務所
於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木 副議長

審査委員